

## 福山市電子版広報「みんなの掲示板」記事掲載基準

この基準は、市民又は市民団体が行う自主的な活動等に関し、福山市電子版広報「みんなの掲示板」に掲載する情報（以下「記事」という。）について、掲載基準を定めるものです。

- 1 「みんなの掲示板」は、福山市内（以下「市内」という。）に在住・在職・在学の人で構成する団体又は活動の本拠が市内にある団体、情報発信課長が適当と認める団体等が市内の公共施設などで実施するイベントや活動を市民に周知するための情報発信の場です。記事の掲載は、電子版広報の掲載日（毎月1日。1月号は1月3日、4月号は3月31日）から次の掲載日前日までです。
- 2 次のいずれかに該当する記事は、掲載しないものとします。
  - (1) 営利目的の宣伝または広告活動になるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 政治、宗教又は選挙活動になるもの
  - (4) 個人的な活動・宣伝に該当するもの
  - (5) 掲載意図及び内容が明確でないもの
  - (6) 行政広報の性格にそぐわないと判断されるもの
  - (7) 市民に疑念を抱かせるもの
  - (8) その他情報発信課長が不適当と認めるもの
- 3 記事の掲載依頼方法については、掲載依頼書及び掲載記事原稿に必要事項を入力し、Eメール又はFAX、市電子申請システムにより情報発信課へ申請してください。電話や郵送による受付は行いません。
- 4 記事の掲載事項については、掲載上のレイアウトや体裁によって記事を短くしたり言葉を言い換えたり、漢字をひらがなにしたりする場合があります。また、期日が先の記事については次号へ先送りにする場合や掲載できない場合もあります。
- 5 原稿の締切日は、掲載月の前月15日です。ただし、前月15日が閉庁日のときは繰り上げるものとします。
- 6 同一記事の掲載については、年4回まで掲載ができるものとします。
- 7 掲載の対象は、申込期限がある記事の申込終了日やイベントの実施日が掲載日以降のものとしてします。
- 8 申込人数によって開催を取りやめる可能性があるイベントなどや内容が未確定なものは掲載をお断りする場合があります。

- 9 掲載希望者は、次のことを了承するものとします。
- (1) 掲載依頼記事を市ホームページに掲載すること
  - (2) 市が会員名簿や団体の規則、事業計画書、収支決算書などの活動状況等の提出を求めた場合、それに応じられること
  - (3) 掲載の可否および掲載希望月号の変更は、市に一任すること
  - (4) 原稿内容は情報発信課で編集すること
  - (5) 掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと
- 10 上記基準を守れない場合、虚偽の記載があった場合、トラブル等が発生した場合は、今後一切、記事の掲載ができません。

<問合せ先>

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎4階

福山市市長公室 情報発信課 広報担当

T E L (084) 928-1003 (直通)

F A X (084) 931-2056

Eメール [koho@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:koho@city.fukuyama.hiroshima.jp)

附則

この基準は2018年（平成30年）8月15日から施行する。

この基準は2020年（令和2年）2月1日から施行する。

この基準は2021年（令和3年）4月23日から施行する。